

令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A（受検者及び中学校向け）

1 新型コロナウイルス感染症に係る別室受検について

(Q 1)：入学者選抜の別室受検を希望する場合の手続はどのようなものか。

(A 1)：受検者本人の症状等の状況及び別室受検を希望する旨を特別措置願（様式第4号）に記載し、中学校に提出してください。（医師の診断書等の添付は不要です。）

その後、中学校から高等学校に特別措置願（様式第4号）を提出することになります。

なお、検査当日に別室受検を申し出る場合は、速やかに受検する高等学校に連絡してください。この場合、特別措置願（様式第4号）は、受検後に中学校に提出してください。

2 追検査について

(Q 1)：検査当日37.5℃以上の発熱等の風邪症状があり、受検できなかった者が医療機関を受診した結果、風邪の診断であっても追検査の対象になるのか。

(A 1)：医療機関による診断の結果を問わず、追検査の対象となります。

(Q 2)：追検査の手続はどのようなものか。

(A 2)：中学校に追検査受検願（様式第20号）を提出してください。

その後、中学校から高等学校へ追検査受検願（様式第20号）を提出することになります。

なお、検査当日の医師の診断書は必要ありません。

3 その他

(Q 1)：マスクは白色無地でないといけないのか。

(A 1)：マスクの色及び柄は問いません。ただし、文字等が印刷されている等、検査問題の解答上有利になるおそれがあるものは着用できません。

(Q 2)：マスクでなくフェイスシールドやマウスガードを着用してもよいか。

(A 2)：フェイスシールドやマウスガードのみで受検することはできません。（必ずマスクを着用してください。）

(Q 3) : 体温調整をしやすい服装とはどのようなものか。ひざかけは使用してよいか。

(A 3) : 上半身に羽織る防寒着のことです。防寒着の色及び柄は問いませんが、文字等が印刷されている等、検査問題の解答上有利になるおそれがあるものは着用できません。なお、防寒着をひざにかけることはできません。また、ひざかけは使用できません。

(Q 4) : 37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある又は濃厚接触者（陰性）である等の受検者が別室受検をする場合に、高等学校は受検者の症状等をどのように確認するのか。

(A 4) : 中学校から提出される特別措置願（様式第4号）により確認します。
（医師の診断書等の添付は不要）